

教員免許特例法による介護等体験における災害時等の対応について

災害時等の対応については以下のとおりとする。

「大雨又は暴風警報」発令に伴う対応について

「大雨又は暴風警報」が発令された場合

- ① 午前7時時点で、愛知県の該当地域（施設所在地又は学生の居住地）に「大雨又は暴風警報」が発令中の場合、該当地域の午前中の介護等体験は休みとすること。
⇒施設所在地には発令されておらず、学生の居住地のみ発令中の場合は体験開始時間前までに施設へ学生側より連絡を入れること。
- ② 午前10時時点で、愛知県の該当地域（施設所在地又は学生の居住地）に「大雨又は暴風警報」が発令中の場合、該当地域の午後の介護等体験は休みとすること。また、午前10時までに「大雨又は暴風警報」が解除された場合でも、施設の閉鎖（休み）が決定されていれば介護等体験は休みとすること。
- ③ 体験実習中に愛知県の該当地域に「大雨又は暴風警報」が発令された場合、該当地域の体験は施設長の判断下において、中断し帰宅させること。

東海地震の対応について

地震防災対策強化地域の体験実習先は、次のような対応をとる。

「注意情報」又は「警戒宣言」が発令された場合

- ① 「注意情報」又は「警戒宣言」が発令された場合、介護等体験は行わない。
体験実習中に「注意情報」又は「警戒宣言」が発令された場合、体験実習を中断し帰宅させること。
- ② その後「安心情報」が発令されるか、地震防災対策強化地域判定会が「地震による災害発生の恐れはない」と発表して解散されるか、「警戒宣言」が解除されるまでの間は体験実習を中断すること。
- ③ 「警戒宣言」等が解除された場合、介護等体験を再開すること。

インフルエンザ等感染症の対応について

インフルエンザ等感染症が確認された場合

- ① 受入施設、大学内又は体験学生周辺にて集団感染が確認された場合は、体験を見合わせること。
- ② 体験日に感染が疑われるような症状が現れた場合は、体験を見合わせること。

体験実習の代替について

- ① 体験が行えなかった場合は、代替の日程及び時間を再度計画すること。
- ② 「警戒宣言」等が解除された場合の介護等体験の再開日は、体験施設先の判断によること。

〔なお、体験実習中に大規模地震が発生した場合は、体験学生は体験施設先の判断・指示に従い行動すること。〕

施設に独自の規定等がある場合は施設の規定を優先することとする。
その場合は、施設側より事前に大学又は体験学生へ周知することとする。